

「秋田県奨学金返還支援基金条例案」について（議案第 74 号）

平成 28 年 2 月 24 日
人口問題対策課

1 制定理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学を卒業した者、同法第 97 条に規定する大学院の課程を修了した者等の県内における就業を促進し、県内産業を担う人材の確保及び育成を図るため、これらの者の奨学金の返還の支援に係る事業に充てる資金として、秋田県奨学金返還支援基金を設置する必要がある。

2 内容

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学を卒業した者、同法第 97 条に規定する大学院の課程を修了した者等の県内における就業を促進し、県内産業を担う人材の確保及び育成を図るため、これらの者の奨学金の返還の支援に係る事業に充てる資金として、秋田県奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置することとする。（第 1 条関係）
- (2) 基金の積立て、現金の管理、運用益金の処理、現金の繰替運用、相殺のための処分及び知事への委任について定めることとする。（第 2 条～第 7 条関係）

3 施行期日

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとする。